

平成25年度 北九州市地方独立行政法人評価委員会（第1回）

次 第

日 時： 平成25年7月2日（火）14：30～
場 所： 北九州市役所15階 特別会議室B

- 1 総務企画局長あいさつ
- 2 自己紹介
- 3 委員長の選出
- 4 平成25年度評価委員会スケジュールについて
- 5 北九州市立大学近藤学長との意見交換について
- 6 平成24年度業務の実績に関する報告について
- 7 評価方法の説明について

○北九州市地方独立行政法人委員会条例（抜粋）

（委員長）

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

○地方独立行政法人法（抜粋）

（地方独立行政法人評価委員会）

第11条 設立団体に、地方独立行政法人に関する事務を処理させるため、執行機関の附属機関として、地方独立行政法人評価委員会（以下「評価委員会」という。）を置く。

2 評価委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。

（1）地方独立行政法人の業務の実績に関する評価に関すること。

（2）その他この法律又は条例によりその権限に属させられた事項を処理すること。

3 前項に定めるもののほか、評価委員会の組織及び委員その他の職員その他評価委員会に関し必要な事項については、条例で定める。

（中期目標）

第25条 設立団体の長は、三年以上五年以下の期間において地方独立行政法人が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を定め、これを当該地方独立行政法人に指示するとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 中期目標においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

（1）中期目標の期間（前項の期間の範囲内で設立団体の長が定める期間をいう。以下同じ。）

（2）住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

（3）業務運営の改善及び効率化に関する事項

（4）財務内容の改善に関する事項

（5）その他業務運営に関する重要な事項

3 設立団体の長は、中期目標を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならない。

（中期計画）

第26条 地方独立行政法人は、前条第一項の指示を受けたときは、中期目標に基づき、設立団体の規則で定めるところにより、当該中期目標を達成するための計画（以下「中期計画」という。）を作成し、設立団体の長の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 中期計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

（1）住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとするべき措置

（2）業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとするべき措置

（3）予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

（4）短期借入金の限度額

（5）重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画

（6）剰余金の使途

（7）その他設立団体の規則で定める業務運営に関する事項

3 設立団体の長は、第一項の認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。

- 4 設立団体の長は、第一項の認可をした中期計画が前条第二項第二号から第五号までに掲げる事項の適正かつ確実な実施上不適当となったと認めるときは、その中期計画を変更すべきことを命ずることができる。
- 5 地方独立行政法人は、第一項の認可を受けたときは、遅滞なく、その中期計画を公表しなければならない。

(年度計画)

第27条 地方独立行政法人は、毎事業年度の開始前に、前条第1項の認可を受けた中期計画(同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの。以下「認可中期計画」という。)に基づき、設立団体の規則で定めるところにより、その事業年度の業務運営に関する計画(次項において「年度計画」という。)を定め、これを設立団体の長に届け出るとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 略

(各事業年度に係る業務の実績に関する評価)

第28条 地方独立行政法人は、設立団体の規則で定めるところにより、各事業年度における業務の実績について、評価委員会の評価を受けなければならない。

- 2 前項の評価は、当該事業年度における中期計画の実施状況の調査をし、及び分析をし、並びにこれらの調査及び分析の結果を考慮して当該事業年度における業務の実績の全体について総合的な評定をして、行わなければならない。
- 3 評価委員会は、第1項の評価を行ったときは、遅滞なく、当該地方独立行政法人に対して、その評価の結果を通知しなければならない。この場合において、評価委員会は、必要があると認めるときは、当該地方独立行政法人に対し、業務運営の改善その他の勧告をすることができる。
- 4 評価委員会は、前項の規定による通知を行ったときは、遅滞なく、その通知に係る事項(同項後段の規定による勧告をした場合にあっては、その通知に係る事項及びその勧告の内容)を設立団体の長に報告するとともに、公表しなければならない。
- 5 設立団体の長は、前項の規定による報告を受けたときは、その旨を議会に報告しなければならない。

(財務諸表等)

第34条 地方独立行政法人は、毎事業年度、貸借対照表、損益計算書、利益の処分又は損失の処理に関する書類その他設立団体の規則で定める書類及びこれらの附属明細書(以下「財務諸表」という。)を作成し、当該事業年度の終了後3月以内に設立団体の長に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 地方独立行政法人は、前項の規定により財務諸表を設立団体の長に提出するときは、これに当該事業年度の事業報告書及び予算の区分に従い作成した決算報告書を添え、並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見(次条の規定により会計監査人の監査を受けなければならない地方独立行政法人にあっては、監事及び会計監査人の意見。第4項及び第99条第8号において同じ。)を付けなければならない。
- 3 設立団体の長は、第1項の規定により財務諸表を承認しようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。

4 地方独立行政法人は、第1項の規定による設立団体の長の承認を受けたときは、遅滞なく、財務諸表を公告し、かつ、財務諸表並びに第2項の事業報告書、決算報告書及び監事の意見を記載した書面を、各事務所に備えて置き、設立団体の規則で定める期間、一般の閲覧に供しなければならない。

(会計監査人の監査)

第35条 地方独立行政法人（その資本の額その他の経営の規模が政令で定める基準に達しない地方独立行政法人を除く。）は、財務諸表、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書について、監事の監査のほか、会計監査人の監査を受けなければならない

(利益及び損失の処理等)

第40条 地方独立行政法人は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。ただし、第3項の規定により同項の使途に充てる場合は、この限りでない。

2 略

3 地方独立行政法人は、毎事業年度、第1項に規定する残余があるときは、設立団体の長の承認を受けて、その残余の額の全部又は一部を翌事業年度に係る認可中期計画の第26条第2項第6号の剰余金の使途に充てることができる。

4 略

5 設立団体の長は、前2項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならぬ。

6～7 略

○地方独立行政法人法施行令（抜粋）

(資本の額その他の経営の規模の基準)

第5条 法第35条に規定する政令で定める基準は、次の各号のいずれかに該当することとする。

- (1) 法第35条に規定する財務諸表、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書に係る事業年度の開始の日における資本金の額が100億円以上であること。
- (2) 法第34条第1項の規定により設立団体の長の承認を受けた最終の貸借対照表（以下この号において「最終の貸借対照表」という。）の負債の部に計上した金額の合計額（新たに設立された地方独立行政法人（法第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）であって最終の貸借対照表がないものにあっては、当該地方独立行政法人の負債の金額に相当する金額として設立団体の長が定める額）が200億円以上であること。

○北九州市地方独立行政法人の業務運営並びに財務及び会計に関する規則（抜粋）

(財務諸表)

第9条 法第34条第1項の規則で定める書類は、次のとおりとする。

- (1) キャッシュ・フロー計算書
- (2) 行政サービス実施コスト計算書

(剰余金の使途に係る承認の手続)

第11条 法人は、法第40条第3項の承認を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

- (1) 承認を受けようとする金額
 - (2) 前号の金額を充てようとする剰余金の使途
- 2 前項の申請書には、法第40条第1項に規定する残余がある事業年度の事業年度末の貸借対照表、当該事業年度の損益計算書その他市長が必要と認める事項を記載した書類を添付しなければならない。

公立大学法人北九州市立大学に対する評価指針

平成18年4月26日
北九州市地方独立行政法人評価委員会

本指針は、北九州市地方独立行政法人評価委員会（以下、「評価委員会」という。）が、公立大学法人北九州市立大学（以下、「大学」という。）の評価を行う際の基本的な事項を定めるものであり、この指針の趣旨に沿った評価を行うものとする。

1 評価の前提

地方独立行政法人制度の基本は、法人運営に関する市の細部にわたる事前関与・統制を制限する代わりに、法人が業務内容の透明性を確保し、市が指示した目標に関する法人業務の実績・成果について徹底した説明責任を果たすことで、自らの存在意義、正当性を示し続けることである。

評価委員会の行う評価は、法人の存続、組織のあり方などについて大きな影響を与えるものであり、中立・公正な立場から、客観的かつ厳正に実施されることが求められる。

2 評価の目的

評価委員会は、大学の次の事項に資する評価を行う。

- (1) 教育研究の質の向上
- (2) 業務運営の改善・効率化
- (3) 財務内容の改善
- (4) 中期目標・中期計画の見直し、次期年度計画の策定の検討
- (5) 大学の存続の必要性、組織の在り方、その他業務の全般にわたる検討
- (6) 市民への説明責任と大学運営の透明性の確保

3 評価の基本方針

大学が法人化を契機とした大学改革によって教育研究の高度化・個性化を進め、市民や地域社会の期待に応える大学づくりに取り組んでいるかという視点に立ち、評価を実施する。そのとき、①市立大学という観点から地域貢献を目指した教育研究等の取り組み、②学長のリーダーシップの下、機動的・戦略的な大学運営を目指した取り組み、③評価結果を活用した大学の改善・充実、効率化等が図られているか等について、大学の示した指標等を参考にしながら積極的に評価する。

評価委員会は、各年度の業務実績の評価（以下、「年度評価」という）と中期目標期間の業務実績の評価（以下、「中期目標期間評価」という）を行う。

(1) 年度評価

- ①大学の自己点検・評価に基づきながら、各年度における中期計画の実施状況を調査・分析し、その結果等を踏まえ、各年度の業務実績全体について総合的な評価を行う。
- ②評価結果を踏まえ、必要に応じて、業務運営の改善その他について勧告する。
- ③教育研究等の質の向上に関する事項について、専門的な観点からの評価は行わない。具体的には、「学士、修士及び博士課程の教育内容・方法等」、「研究活動と研究環境」については、客観的な進行状況のみを把握する。
- ④具体的な実施方法については、別に実施要領で定める。

(2) 中期目標期間評価

- ①中期目標期間における中期目標の達成状況を調査・分析し、その結果等を踏まえ、中期目標期間の業務実績全体について総合的な評価を行う。
- ②教育研究等の質の向上に関する事項についての評価は、認証評価機関の評価を踏まえて行う。
- ③評価結果を踏まえ、必要に応じて、業務運営の改善その他について勧告する。
- ④具体的な実施方法については、年度評価の実施状況を踏まえ、別に実施要領で定める。

4 評価の留意事項

- (1) 大学運営の自主性・自律性に配慮する。
- (2) 評価に関する作業が大学の過重な負担とならないよう配慮するとともに、大学の質的向上に資する評価を行う。
- (3) 評価を通じて大学の状況を分かりやすく示し、社会への説明責任を果たす。
- (4) 大学の特色ある取り組みや工夫を積極的に評価する。
- (5) 大学を取り巻く諸事情の変化も考慮に入れ、中期目標の達成に向け支障が生じている（そのおそれがある）ときは、その理由を明らかにする。

公立大学法人北九州市立大学の業務の実績に係る評価実施要領

平成18年4月26日
改正 平成23年1月21日
改正 平成24年7月13日
北九州市地方独立行政法人評価委員会

1 年度評価

(1)評価業務(地方独立行政法人法の規定)

- ① 各事業年度における中期計画の実施状況について調査・分析し、各事業年度の業務実績全体について総合的な評定を行う。(第28条第2項)
- ② 評価結果を大学に通知し、必要な場合、業務運営の改善その他について勧告する。(第28条第3項)
- ③ 評価結果と勧告内容を市長に報告し、公表する。(第28条第4項)

(2)評価方法

- ① 評価は、「分野別評価」と「全体評価」により行う。
- ② 「分野別評価」では、中期計画の記載項目ごとに大学が行う自己点検・評価を検証し、分野ごとに結果を記述するとともに、中期計画の進行状況の目安を段階で示す。
- ③ 「全体評価」では、「分野別評価」の結果を踏まえるとともに、大学が把握している指標を参考に、中期計画の全体の進行状況や実績について総合的な視点から記述式で評価を行う。

(3)分野別評価の具体的な方法

- ① 分野別評価は、中期計画に掲げた以下の5つの事項について行う。
 - ア 教育研究等の質の向上
 - イ 業務運営の改善及び効率化
 - ウ 財務内容の改善
 - エ 自己点検・評価及び情報提供
 - オ その他業務運営に関する重要事項（施設等の整備・安全管理・人権啓発）
- ② 大学による自己点検・評価
 - ア 実績報告書（別紙様式）において中期計画の記載項目ごとにその進行状況を示すとともに、そのように判断した理由を記載する。
年度計画の進行状況は、以下のとおり4段階で示す。
 - IV：「年度計画を上回って実施している」
 - III：「年度計画を概ね順調に実施している」
 - II：「年度計画を十分に実施できていない」
 - I：「年度計画を実施していない」

イ 分野ごとに特記事項を記載する。

法人化のメリットを活かした特色ある取り組みや様々な工夫、中期計画を変更する必要や中期目標の達成に向けて支障が生じた場合の状況や理由など。

③ 評価委員会による評価

ア 大学の自己評価の検証

評価委員会は、中期計画の項目ごとに自己評価や計画設定の妥当性など総合的に検証する。そのとき、評価に必要な資料の提出を大学に求めるとともにヒアリングなどを実施する。

イ 記述式の評価

大学による自己評価と評価委員会の判断が異なる場合は、その理由を示す。また、特筆すべき点や遅れている点について分野別に記述式で評価を行う。

ウ 5段階評価

大学の自己評価に対する検証結果や特記事項を踏まえ、計画の進行状況について以下のような目安を示す。

S：特筆すべき進行状況（評価委員会が特に認める場合）

A：計画どおり（すべてⅣまたはⅢ）

B：概ね計画どおり（ⅣまたはⅢの割合が9割以上）

C：やや遅れている（ⅣまたはⅢの割合が9割未満）

D：重大な改善事項がある（評価委員会が特に認める場合）

(4)全体評価の具体的な方法

分野別評価の結果や大学の実績を端的に示す指標等を参考にしながら、中期計画の進行状況全体について、記述式により評価を行う。

2 中期目標期間評価

(1)評価業務(地方独立行政法人法の規定)

- ① 中期目標の期間における業務の実績について調査・分析し、中期目標の期間における業務実績全体について総合的な評定を行う。（第30条第2項）
- ② 評価結果を大学に通知し、必要な場合、業務運営の改善その他について勧告する。（第28条第3項）
- ③ 評価結果と勧告内容を市長に報告し、公表する。（第28条第4項）

(2)評価方法

- ① 評価は、「分野別評価」と「全体評価」により行う。
- ② 「分野別評価」では、中期計画の記載項目ごとに大学が行う自己点検・評価を検証し、分野ごとに結果を記述するとともに、その達成状況の目安を段階で示す。
- ③ 「全体評価」では、「分野別評価」の結果を踏まえるとともに、中期目標期間の業務実績の全体について総合的な視点から記述式で評価を行う。

(3) 分野別評価の具体的な方法

- ① 分野別評価は、中期計画に掲げた以下の5つの事項について行う。
 - ア 教育研究等の質の向上
 - イ 業務運営の改善及び効率化
 - ウ 財務内容の改善
 - エ 自己点検・評価及び情報提供
 - オ その他業務運営に関する重要事項（施設等の整備・安全管理・人権啓発）
- ② 大学による自己点検・評価
 - ア 実績報告書（別紙様式）において中期計画の記載項目ごとにその進行状況を示すとともに、そのように判断した理由を記載する。
中期計画の項目別の進行状況は、以下のとおり4段階で示す。
 - IV：「中期計画を上回って実施している」
 - III：「中期計画を概ね順調に実施している」
 - II：「中期計画を十分に実施できていない」
 - I：「中期計画を実施していない」
 - イ 分野ごとに特記事項を記載する。
法人化のメリットを活かした特色ある取り組みや様々な工夫、中期目標の達成に向けて支障が生じた場合の状況や理由など。
- ③ 評価委員会による評価
 - ア 大学の自己評価の検証
評価委員会は、中期計画の項目ごとに自己評価の妥当性も含めて総合的に検証する。そのとき、評価に必要な資料の提出を大学に求めるとともにヒアリングなどを実施する。
 - イ 記述式の評価
大学による自己評価と評価委員会の判断が異なる場合は、その理由を示す。
また、特筆すべき点や遅れている点について分野別に記述式で評価を行う。
 - ウ 5段階評価
大学の自己評価に対する検証結果や特記事項を踏まえ、目標の達成状況について以下のような目安を示す。
 - 「中期目標の達成状況が非常に優れている」（評価委員会が特に認める場合）
 - 「中期目標の達成状況が良好である」（すべてIVまたはIII）
 - 「中期目標の達成状況がおおむね良好である」（IVまたはIIIの割合が9割以上）
 - 「中期目標の達成状況が不十分である」（IVまたはIIIの割合が9割未満）
 - 「中期目標の達成のためには重大な改善事項がある」
(評価委員会が特に認める場合)

(4) 全体評価の具体的な方法

分野別評価の結果や大学の実績を端的に示す指標等を参考にしながら、中期目標の達成状況全体について、記述式により評価を行う。

3 評価のスケジュール

- ① 6月末までに、大学から前年度の業務実績報告書等（中期目標期間終了時には、中期目標期間に係る業務実績報告書等）を評価委員会に提出する。
- ② 評価委員会は、提出された業務実績報告書等を調査分析するとともに、必要に応じて大学に対するヒアリングを実施のうえ、評価案を策定する。
- ③ 8月中旬までに、評価案に対する大学の意見申立の機会を付与したうえで、評価結果を決定する。
- ④ 8月下旬までに、評価結果を大学に通知（必要に応じて業務改善等を勧告）するとともに、市長に報告する。

北九州市立大学平成24事業年度 評価スケジュール（案）

日時	項目	内容（予定）
7月2日（火） 14:30～16:30 特別会議室B	第1回委員会	<ul style="list-style-type: none"> ● 委員長の選出 ● 今年度のスケジュールの確認（事務局） ● 北九大学長との意見交換（北九大） ● 実績報告書の概要説明、質疑応答（北九大） ● 評価方法の説明（事務局）
<委員会終了後> ●評価調書・質問表を事務局より送付		
7月5日（金） 14:30～16:30 特別会議室A	第2回委員会	<ul style="list-style-type: none"> ●『財務諸表』の説明（北九大） ●『財務諸表の承認』、『剰余金の繰越承認』について 市の方考え方説明（市所管局） ●上記についての質疑応答（北九大、市所管局） ●実績報告書に関する質疑応答（北九大）
<7月12日 質問事項の提出期限> ●各委員は、質問等がある場合、質問表に記入し、事務局へ提出 <7月22日 評価調書の提出期限> ●各委員は、評価調書の様式に評価を記載し、事務局へ提出 ●事務局は、各委員の評価を集約した『評価案』を作成		
7月30日（火） 14:30～16:30 特別会議室A	第3回委員会	<ul style="list-style-type: none"> ●『財務諸表の承認』および『剰余金の繰越承認』に ついて『意見書』の決定（事務局） ●実績報告書に関する質疑応答（北九大） ●『平成24事業年度に係る評価案』の検討（事務局）
<委員会終了後> ●市長宛『財務諸表の承認』、『剰余金の繰越承認』の『意見書』送付		
8月6日（火） 14:30～16:30 特別会議室A	第4回委員会	<ul style="list-style-type: none"> ●『評価案』の決定（事務局） ●『平成25年度計画』の説明、質疑応答（北九大） ◎～評価を終えて～ 大学業務に関する全体議論
<委員会終了後> ●北九大へ『評価案』の通知（意見申立て期間10日間） <意見申立て期間終了後> ●意見申立て期間終了後、確定した『評価結果』を大学へ通知し、 市長へ『評価結果』を報告		